

## 目次

	ページ
はじめに	388
研究者（主任研究者、分担研究者、研究協力者）	388
母子保健施策の効果的な展開に関する研究 －保健所の母子保健事業の移譲について－	389
付）保健所における喫煙対策	429
市町村の母子保健計画の評価に関する研究	433
市町村母子保健計画の策定プロセスが計画の推進に及ぼす影響 （藤内修二、田上豊資）	437
市町村母子保健計画の策定効果に関する数量的分析 （笹井康典）	447
市町村母子保健計画書の事業実施における策定効果と住民ニーズの反映について （渋谷いづみ、犬塚君雄）	450
策定プロセスとニーズ把握および目標設定との関連 （尾崎米厚、尾島俊之）	457
市町村母子保健計画の策定プロセスが計画の内容に及ぼす影響 － 良い保健計画のための症例対照研究－ （尾島俊之、尾崎米厚）	463
市町村母子保健計画の策定および推進における保健所の役割 （樋本真一）	471

中原俊隆

平成10年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）研究報告書  
母子保健施策の効果的な展開に関する研究

主任研究者 中原俊隆  
分担研究者 藤内修二

はじめに

地域保健法の施行に伴い、様々な事業が市区町村主体となった。特に母子保健事業については、その多くの事業が保健所より市区町村へと移譲された。

本研究は施行直後における母子保健事業の実態を把握するために行つた。

本研究は2班から構成された。第1班は保健所における母子保健の移譲状態を把握するために、保健所に対してアンケート調査を施行した。第2班は市区町村における母子保健事業計画の策定とその実施について市区町村に対しアンケート調査を施行した。

以下にその結果を供覧する。

主任研究者

中原俊隆  
京都大学大学院医学研究科社会医学系専攻  
社会予防医学公衆衛生 教授

分担研究者

藤内修二  
大分県佐伯保健所 所長

研究協力者

里村一成  
京都大学大学院医学研究科社会医学系専攻  
社会予防医学公衆衛生 助手

野網祥代  
京都大学大学院医学研究科社会医学系専攻  
社会予防医学公衆衛生 大学院生

野網恵  
京都大学大学院医学研究科社会医学系専攻  
社会予防医学公衆衛生 研究生

尾崎米厚  
国立公衆衛生院疫学部 感染症室長

笹井康典  
大阪府保健衛生部健康増進課 課長

田上豊資  
高知県健康福祉部健康政策課 課長

犬塚君雄  
愛知県豊田市保健所 所長

渋谷いづみ  
愛知県稻沢保健所 所長

櫃本真一  
愛媛県保健環境部健康増進課 課長

岩室紳也  
神奈川県平塚保健所 課長

尾島俊之  
自治医科大学公衆衛生学教室 講師

福島富士子  
国立公衆衛生院公衆衛生看護学部 研究員

# 母子保健施策の効果的な展開に関する研究 —保健所の母子保健事業の移譲について—

中原俊隆、野網祥代、里村一成、野網恵

## A. 研究目的

基本的な母子保健サービスは地域保健法の制定に伴い、市町村に権限移譲された。そこで、移譲された事業・業務を含めた母子保健サービスの地域保健法施行に伴う変化、移譲の実態を把握し、実施現状とその間連要因を検討することを目的とした。

## B. 研究方法

全国 670 保健所（平成 10 年 4 月現在の住所録を使用）を対象にアンケート調査を行った。平成 10 年 11 月、調査票を送付し、保健所名記名式で郵送法にて回収した。

## C. 研究結果

有効回答数は 310 (回答率 46.27%)、うち都道府県保健所が 251 (回答数のうちの 80.97%)、政令市保健所が 47 (同 15.16%)、特別区保健所が 12 (同 3.87%) であった。

### C.1 都道府県保健所と政令市・特別区保健所

都道府県保健所の管内市町村数は平成 7 年で  $7.22 \pm 3.29$  (mean  $\pm$  S.D.、以下同様)、平成 8 年で  $7.22 \pm 3.29$ 、平成 9 年で  $7.98 \pm 3.99$ 、平成 10 年で  $8.19 \pm 4.15$  であった。管内総人口は、都道府県保健所では平成 7 年で 159736  $\pm$  122911 人、平成 8 年で  $159246 \pm 122672$  人、平成 9 年で  $170116 \pm 130494$  人であり、政令市・特別区保健所では平成 7 年で  $229926 \pm 174269$  人、平成 8 年で  $231410 \pm 172122$  人、平成 9 年で  $227699 \pm 168365$  人と、各年とも都道府県保健所に比して政令市・特別区保健所で多かった。

(一元配置分散分析  $p < 0.01$ ) また、管内世帯数は都道府県保健所では平成 7 年で  $54238 \pm 44870$ 、平成 8 年で  $54450 \pm 44887$ 、平成 9 年で  $59369 \pm 47851$  であり、政令市・特別区保健所では平成 7 年で  $96854 \pm 97797$ 、平成 8 年で  $88545 \pm 70968$ 、平成 9 年で  $92538 \pm 73197$  と、各年とも都道府県保健所に比して政令市・特別区保健所で多かった。(一元配置分散分析  $p < 0.001$ ) 次に、母子統計を算出したところ、都道府県保健所と政令市・特別区保健所間に有意な差は認められなかった。(表 1)

### C.2 管内人口規模別の母子統計

平成 9 年の管内総人口により、10 万人未満、10 万人以

上 20 万人未満、20 万人以上の 3 つのグループに分けると、都道府県保健所では 10 万人未満 40.34%、10 万人以上 20 万人未満 28.57%、20 万人以上 31.09%、政令市・特別区保健所では 10 万人未満 24.53%、10 万人以上 20 万人未満 33.96%、20 万人以上 41.51% となり、両者間でその比率に有意差は認められなかった。

次に、この管内総人口別に母子統計を算出したところ、都道府県保健所では平成 7、8 年の出生率で有意な差が認められたが (一元配置分散分析  $p < 0.001$ )、平成 9 年の出生率で有意差は認められなかった。一方、政令市・特別区保健所では平成 7、8 年の乳児死亡率、新生児死亡率で有意な差が認められたが (一元配置分散分析  $p < 0.001$ )、平成 9 年の乳児死亡率、新生児死亡率で有意差は認められなかった。(表 2-1, 2-2)

### C.3 保健所及び保健所支所の増設、統廃合

都道府県保健所で 34.57%、政令市・特別区保健所で 34.48% の保健所が平成 6 年から平成 10 年の間の保健所及び保健所支所の増設、統廃合があったと回答しており、その具体的な内容は、1. 保健所・保健所支所の合併・統合、廃止、支所化、保健センター化 (政令市)、2. 保健所・福祉事務所・児童相談所の統合 (保健福祉部、保健福祉センター、健康福祉センター、保健福祉事務所)、3. 中核市制度による保健所新設、移管、分割等であった。都道府県保健所について、保健所及び支所の増設・統廃合の有無別に管内市町村数、総人口、5 歳未満人口、世帯数をみると、7 年から 8 年での変化には保健所及び支所の増設・統廃合の有無による有意な差は認められなかったが、8 年から 9 年での変化で保健所及び支所の増設・統廃合のあったところでは、なかつたところに比して変化の程度が有意に大きかった。(一元配置分散分析  $p < 0.001$ ) (表 3)

次に、保健所及び支所の増設・統廃合の有無別に母子統計を算出したところ、平成 9 年の出生率のみ有意差が認められた。すなわち、保健所及び支所の増設・統廃合のあったところの出生率  $11.4 \pm 14.3$  (人口千対) は、保健所及び支所の増設・統廃合のなかつたところの出生率  $9.0 \pm 1.6$  (人口千対) に比して、有意に高かった。(一元配置分散分析  $p < 0.05$ ) (表 4)

### C.5 管内に存在する母子保健関連施設数

平成 7 年から 10 年の各年で、市町村保健センター、母子保健センター数は都道府県保健所が政令市・特別区保健所に比して有意に多く、児童相談所数は平成 7 年には両者で有意な差は認められなかつたが、平成 8 年から 10

年で政令市・特別区保健所が都道府県保健所に比して有意に多かった。病院数については各年とも両者で有意な差は認められなかつたが、診療所数（歯科を除く）、小児科、産婦人科標準医療機関数は、平成7年から10年の各年で政令市・特別区保健所が都道府県保健所に比して有意に多かった。保育所数については両者間で有意な差は認められなかつた。経年的変化としては、都道府県保健所における市町村保健センターの増加が注目された。

（表5）

#### C.6 事業を完全移譲していない管内市町村数

平成10年10月末現在で完全移譲されていない市町村を管内に有すると回答した都道府県保健所は、それぞれ妊産婦健康診査

- 1 保健所（管内10市町村）、  
乳児健康診査（療育を除く）
- 2 保健所（管内10、2市町村）、  
1歳6か月児健康診査（療育を除く）
- 5 保健所（管内16、10、7、2、1市町村）、  
3歳児健康診査（療育を除く）
- 5 保健所（管内16、10、8、6、2市町村）、  
妊産婦保健指導
- 1 保健所（管内2市町村）、  
乳児保健指導
- 3 保健所（管内10、7、2市町村）、  
1～2歳児保健指導
- 2 保健所（管内10、2市町村）、  
3歳児保健指導
- 4 保健所（管内16、10、2、1市町村）、  
妊産婦訪問指導
- 6 保健所（管内21、12、10、7、7、2市町村）、  
新生児訪問指導（未熟児を除く）
- 1 保健所（管内2市町村）、  
乳児訪問指導
- 5 保健所（管内10、9、7、2、1市町村）、  
幼児訪問指導
- 5 保健所（管内10、9、7、2、1市町村）、  
( ) 内は完全移譲されていない市町村数  
と少數であった。

#### C.7 母子保健事業実施現状と地域保健法完全実施に伴う変化

上記の市町村に移譲された事業を含む母子保健事業の実施現状の詳細と地域保健法完全実施に伴う変化を政令市・特別区保健所を除いて集計し、都道府県保健所につ

いて分析を行つた。

各母子保健事業の①企画、②実施現場での人員提供、③実施後の事業のあり方評価、④症例検討、⑤医師会・医療機関等への委託状況、⑥複数市町村同士による共同実施の有無について、平成7年度から平成9年度の経年的変化を（図6-1～6.6）から（図18-1～18.6）に示す。

全体として、平成7、8年度の保健所中心による事業実施から、9年度の市町村単独実施へのシフトが認められた。また、企画では“保健所と市町村が主副なく”が、評価と検討では“保健所と市町村共同で”が平成7、8年度に比して9年度で減少傾向にあつた。

平成7、8年度で変化はほとんどみられなかつた。

平成9年度の市町村単独実施率の増加について、評価あるいは検討の“保健所（都道府県）への報告なし”的方が“保健所（都道府県）への報告なし”に比して大きく増加していた。

妊産婦健康診査、乳児健康診査では医師会・医療機関等へ委託しているところが多かつた。（それぞれ、平成9年度で88.84%、40.63%で管内全域委託）その他の事業については委託率は1割未満であった。委託先としては他に助産婦会が挙げられていた。

次に、管内総人口規模別に各事業の実施状況の経年的変化を検討した。平成9年度に3者間で有意差が認められたものについて、その経年的変化を（図19-1）から（図27-3）に図示した。有意差が認められたのは、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳児保健指導、3歳児保健指導、妊産婦訪問指導、未熟児訪問指導、乳児訪問指導、幼児訪問指導の主に企画と症例検討についてであった。概して、管内人口10万人未満のところでは、他と比して、“市町村単独（特に保健所（都道府県）への報告なし”とする比率が有意に低く、保健所（都道府県）と市町村が共同で評価・検討している割合が高かつた。

#### C.8 心身障害児、肢体不自由児の支援

都道府県保健所の管内における心身障害児・肢体不自由児とその境界児の支援をどこが行つているかについては多重回答で、

##### 心身障害児・肢体不自由児

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 1. 保健所が単独で           | 21.29% |
| (都道府県保健所に占める割合、以下同様) |        |
| 2. 市町村が単独で           | 20.88% |
| 3. 保健所と市町村が共同で       | 71.08% |
| 4. 複数市町村が共同で         | 2.81%  |

## 境界児

1. 保健所が単独で	16.33%
2. 市町村が単独で	23.90%
3. 保健所と市町村が共同で	74.90%
4. 複数市中村が共同で	3.19%

と、保健所と市町村が共同で行っているところが心身障害児・肢体不自由児とその境界児共に約7割を占めていた。都道府県保健所と政令市・特別区保健所の管内における心身障害児・肢体不自由児とその境界児の支援内容については多重回答で、

## 心身障害児・肢体不自由児

- ・ 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が発達支援・心理相談の個別指導
- ・ 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が訪問指導
- ・ 療育施設などへの通園指導
- ・ 経過観察

## 境界児

- ・ 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が発達支援・心理相談の個別指導
- ・ 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が訪問指導
- ・ 親子教室、育児教室などの集団指導
- ・ 経過観察

と回答したところが多かった。

## 心身障害児・肢体不自由児の支援では、

- ・ 保健所と市町村の保健婦が同席で発達支援・心理相談の個別指導
- ・ 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が訪問指導
- ・ 保健所と市町村の保健婦が同席で訪問指導
- ・ 親子教室、育児教室などの集団指導
- ・ 専門機関からの専門職の巡回相談

について、都道府県保健所と政令市・特別区保健所で有意差が認められ、

## 心身障害児・肢体不自由児の境界児の支援では、

- ・ 保健所と市町村の保健婦が同席で発達支援・心理相談の個別指導
- ・ 保健所の保健婦、または市町村の保健婦が訪問指導
- ・ 保健所と市町村の保健婦が同席で訪問指導
- ・ 専門機関からの専門職の巡回相談

について、都道府県保健所と政令市・特別区保健所で有意差が認められた。(図 28-1, 28-2)

次に、都道府県保健所の管内総人口規模別に心身障害児・肢体不自由児とその境界児の支援についてみてみると、“2. 市町村が単独で”行っている割合が、心身障害児・肢体不自由児とその境界児共に人口20万人以上の保健所で有意に高かった（心身障害児・肢体不自由児…人口10万人未満 11.46%、10万人以上20万人未満 16.42%、20万人以上 35.62% (p<0.001)、境界児…人口10万人未満 16.67%、10万人以上20万人未満 16.18%、20万人以上 40.54% (p<0.001)）支援内容については、“8. 専門機関からの専門職の巡回相談”を実施している割合が、心身障害児・肢体不自由児の支援で人口20万人以上の保健所で有意に低かった（心身障害児・肢体不自由児…人口10万人未満 68.75%、10万人以上20万人未満 76.12%、20万人以上 55.41% (p<0.001)）

心身障害児・肢体不自由児とその境界児の支援内容の充実度について、91.49%の政令市・特別区保健所が特に変化なしと回答したのに対し、都道府県保健所では“支援内容が手厚くなった”49.60%、“特に変化なし”38.71%、“支援内容が手薄になった”11.69%と回答が割れた。心身障害児・肢体不自由児とその境界児 対象者一人に割く時間が地域保健法制定前後でどのように変化したかについても、87.23%の政令市・特別区保健所が特に変化なしと回答したのに対し、都道府県保健所では“一人に割く時間が増えた”45.75%、“特に変化なし”44.94%、“一人に割く時間が減った”9.72%と回答が割れた。

## C.9 都道府県保健所管内における広報と問い合わせ

母子保健事業の移管に際しての都道府県保健所管内における広報の手段については多重回答で、“広報”77.46%（都道府県保健所に占める割合、以下同様），“パンフレット、チラシ等の配布”50.43%，“ポスター貼付”28.11%，“（ケーブル）テレビ”12.08%，“インターネットに記載”1.96%となっており、その発行元は、“広報”では市町村がその80.42%を占め、“パンフレット、チラシ等の配布”では都道府県52.59%・市町村46.55%，“ポスター貼付”では都道府県57.38%・市町村40.98%，“（ケーブル）テレビ”では都道府県がその60.00%を占めていた。（図 29）

母子保健事業移管に関する住民からの問い合わせについては、“ほとんどなかった”が44.58%、“時々あった”が30.92%を占めており、10.44%の都道府県保健所では“全くなかった”と回答していた。問い合わせに対しては、“その都度対応した”が98.11%を占めていた。また、3.77%の都道府県保健所では“広報を増やし”ていた。

## C.10 移管が望ましい事業

業務の継続性から考えて移管が望ましいと考えられる事業について、5.8%の都道府県保健所が“現在市町村の業務であるが、保健所の業務として実施する方が望ましい事業がある”としており、一方 53.91%の都道府県保健所が“現在保健所の業務であるが、市町村の業務として実施する方が望ましい事業がある”と回答した。その具体的な内容としては、

“現在市町村の業務であるが、保健所の業務として実施する方が望ましい事業”

として複数保健所で挙げられていたものを列挙すると、以下のようなになる。

- ・思春期保健に関する事業・母子保健指導教室（思春期教室）・母性の健全育成事業（高校生ふれあい体験）
- ・育児不安や子育て支援に関する事業
- ・児童虐待などへの対応
- ・健診後の事後教室（療育教室）、要フォロー児の対応
- ・集団指導の場の確保・小児生活習慣病など専門的な関わりを要する事例への対応（「～教室」等の開催）
- ・専門職種が担当する教室及びセミナー・個別指導等

“現在保健所の業務であるが、市町村の業務として実施する方が望ましい事業”

として複数保健所で挙げられていたものを列挙すると、以下のようなになる。特に、1. 2. 3. 4. 5. が多く挙げられていた。

1. 神経芽細胞腫検査事業
2. 未熟児訪問指導、特に低出生体重児（2000g～2500g未満児、但しハイリスク児・未熟児等養育医療該当児を除く）支援・訪問指導
3. 心身障害児・肢体不自由児への支援、療育関連事業（心身障害児訪問指導等）、障害児育児支援事業、発達訓練指導、ことばの相談事業
4. ハイリスク妊娠産婦訪問指導
5. 小児慢性特定疾患・育成医療・養育事業等の医療給付事業の受付業務
6. グレーゾーン児へのフォロー
7. 思春期保健事業・思春期健康支援事業・思春期教室
8. 主婦等を対象にした保健福祉教室（子どもの家庭看護教室・小児肥満予防教室・小児生活習慣病予防事業）
9. フレッシュユバママ啓発事業（両親学級）
10. 虫歯予防教室・歯科教室

## C.11 市町村との協議の場

保健事業の計画・推進・連絡調整等、運営に関する協議の場として開催されている集会について調査した。母子保健推進協議会、地域保健医療協議会、保健所運営協議会／委員会、担当者会議の4項目の年間開催数はそれぞれ順に(1.43±1.68)回、(1.72±1.79)回、(1.11±0.61)回、(3.31±4.76)回であった。他の協議会・委員会・打合せ会・連絡会等として複数保健所で挙げられていたものを列挙すると、以下のようなになる。

地域保健推進協議会、保健医療福祉サービス調整推進会議、保健福祉サービス調整会議

保健環境主管課長会議、市町村保健衛生担当者会議

保健事業企画会、保健事業評価会議、保健事業連絡協議会・打合せ会

保健所保健事業連絡協議会、保健所保健福祉サービス調整推進会議

公衆衛生事務研究会

市町村健康づくり推進協議会

市町村連絡会、事業検討会・打合せ会

ケース検討会議

保健婦業務研究会、保健婦研究会、保健婦研修会、保健婦代表者会議、保健婦連絡会

母子保健計画推進地区研修会、母子保健事業評価会議

母子保健推進員連絡協議会、母子保健担当者会議、母子保健部会

地域療育推進会議

子どもの健康づくり推進協議会

高齢者サービス調整会議、在宅ケア委員会

地域歯科保健推進連絡会議

地域精神保健福祉連絡協議会

## C.12 市町村職員に対する研修会開催

地域保健法公布前後より市町村職員に対する研修会が都道府県保健所においてどのくらい開催され、その中で母子保健事業に関するものがどのくらいの割合を占めていたかを調査した。

市町村職員に対する研修会の総数は、平成7年度で(8.41±5.23)回、平成8年度(8.92±5.43)回、平成9年度(9.41±6.32)回であり、そのうち母子保健事業に関する研修会の開催数は平成7年度で(2.56±2.38)回、平成8年度(3.39±3.26)回、平成9年度(2.99±2.26)回であった。市町村職員に対する研修会総数に占める母子保健事業に関する研修会の割合は、平成7年度で(33.91±27.36)%、平成8年度(40.59±24.87)%、平成9年度(37.54±

24.28)%と、地域保健法完全実施前の平成8年度で6.68ポイントの上昇がみられた。(図30)

### C.13 都道府県から管内市町村への保健婦派遣

都道府県から管内市町村へ保健婦が派遣されていると回答した都道府県保健所は平成7年度で3.96%、平成8年度4.95%、平成9年度14.22%、平成10年度12.92%と地域保健法完全実施前後で9.27ポイントの上昇がみられた。派遣ありと回答した保健所について、派遣人数は平成7年度で(1.13±0.35)人、平成8年度(2.80±5.01)人、平成9年度(5.80±13.96)人、平成10年度(5.41±12.54)人であった。(図31)

## D. 考察

平成9年度厚生省保健医療福祉地域総合調査研究事業「保健サービスの効率性及びサービス量の決定要因に関する研究」の一環として実施された「全国の市町村・特別区における保健・福祉事業の実態調査」(1997年11月実施)により、政令指定都市・特別区・中核市以外の市町村においてもその過半数で、3歳児健康診査と妊娠婦健康診査を除く、市町村に移譲された母子保健サービス等が地域保健法公布前に開始されていたことが明らかになった。また、調査時点で事業を保健所が全面的に実施している割合は低く、3歳児健康診査以外の事業は8割以上の市町村で単独実施されていたことが示され、全体的に移譲は比較的円滑に行われたと推察された。母子保健サービスの移譲の実態と、移譲されなかった事業の現況の詳細について把握検討するため今年度は全国の保健所を対象に調査を実施した。

実施状況の経年的変化から、全体として、従来からの基本的な母子保健サービスの移管はスムーズに行われたことが示唆された。

平成6年度厚生科学研究「新しい保健所保健婦の機能・役割に関する研究」において、市町村と保健所の人事交流をもっと増やす必要性が指摘されている。平成7年度から平成9年度の間に保健婦派遣実施割合と派遣人數ともに大きく増加しており、地域保健法の制定に伴う事業・業務の市町村への移譲をはじめとする市町村保健活動の拡充に際して、人事の交流により相互の向上、連携を図ることができ、地域保健推進に大きく貢献したであろう。

また、市町村職員に対する研修会も、地域保健法完全実施前の平成8年度には母子保健事業に関するものの割合が増えており、移管の円滑化につながったと思われる。

但し、地域保健法完全実施以前から市町村単独で実施されていたところもかなりの比率で認められ、基本的な

母子保健サービスは市町村で十分対応できるものとして移管が進められたことが明らかになった。現在保健所の業務とされている未熟児訪問指導についても、管内市町村が単独で実施している都道府県保健所が現在すでに数%あり、市町村の業務として実施する方が望ましい事業として、多数の都道府県保健所が未熟児(低出生体重児)支援・訪問指導、心身障害児・肢体不自由児への支援、療育関連事業(心身障害児訪問指導、障害児育児支援事業、障害児の発達訓練指導、難病患者保健指導事業、ことばの相談事業等)、グレーゾーン児へのフォロー、ハイリスク妊娠婦訪問指導、小児慢性特定疾患・育成医療・養育事業等の医療給付事業の申請受付業務、それに伴う相談・指導、神経芽細胞腫検査事業、思春期保健事業、保健福祉教室(子どもの家庭看護教室・小児肥満予防教室・小児生活習慣病予防事業)、フレッシュパパママ啓発事業(両親学級)を挙げていた。これらの事業も市町村に一元化された方が住民にとってわかりやすく、継続的なサービスとして利用しやすいと考えられる。対人保健サービスは、児の人数や市町村のマンパワーなど条件が整えば、必要に応じて適切に保健所が関われる体制を構築した上で、市町村で一貫して実施する方が望ましいといえよう。

地域保健法制定、またそれに基づく役割分担論の行き過ぎにより、地域格差の広がりやサービス低下等が生じる。保健所が有効に機能できるためには、フィールドとの接点を保つつつ市町村と一緒に役割を果たしていくこと、保健所では把握できない地域の声が届く市町村との連携の強化が必須条件となろう。

保健所管内人口の適正規模を検討したところ、母子保健統計について、平成7、8年では都道府県保健所では10万人未満のところに比して10万人以上20万人未満のところで、また10万人以上20万人未満のところに比して20万人以上のところで、出生率が有意に高かったが(一元配置分散分析  $p<0.01$ )、平成9年の出生率で有意差は認められず、一方、政令市・特別区保健所では10万人未満のところで平成7、8年の乳児死亡率、新生児死亡率が有意に高かったが(一元配置分散分析  $p<0.05$ )、平成9年の乳児死亡率、新生児死亡率で有意差は認められなかった。すなわち、管内総人口規模による母子統計の格差は縮小傾向にあった。基本的な母子保健事業については、人口20万人以上の保健所で管内市町村が単独実施の上保健所(都道府県)への報告なしとしていた割合が高く、人口10万人未満の保健所で、市町村と共同実施していた割合が高かった。このことは、ルーチーン・メニューにない母子保健計画に基づく事業など新たなニーズへの取り組みへの保健所の関与の程度にもよるが、大規模人口を擁する保健所における住民のニーズ把握難化の可

能性が懸念される。地域保健法制定前後の管内における心身障害児・肢体不自由児とその境界児の支援内容について、人口10万人未満の保健所で、“支援内容が手薄になった”と回答した割合が有意に低く（カイ自乗検定、 $p<0.05$ ）、以上の結果を踏まえると、近年の急速な保健所の統廃合に反して、人口10万人未満の小規模保健所の方が地域との接点を保ち、また市町村と共同実施による連携の強化が可能であると考えられた。

#### E. 結論

全体として、従来からの基本的な母子保健サービスの移管はスムーズに行われており、さらに市町村のマンパワーなど条件が整えば、現在保健所の業務とされている未熟児（低出生体重児）支援・訪問指導、心身障害児・肢体不自由児への支援、療育関連事業、ハイリスク妊娠婦訪問指導、医療給付事業の申請受付業務、神経芽細胞腫検査事業、思春期保健事業、保健福祉教室両親学級等の事業も含めて、すべての対人保健サービスは、市町村に一元化された方がよいと考えられている。しかし、地域保健法制定、またそれに基づく役割分担の行き過ぎによる地域格差の広がりやサービス低下等、さまざまな問題が今後生じうるし、特に大規模人口を擁する保健所においては地域との接点を保ちにくく、また市町村からの報告が不十分な傾向が認められ、住民のニーズ把握難化が懸念される。保健所が有効に機能できるためには保健所では把握できない地域の声が届く市町村との共同実施また、派遣を含めた連携の強化が重要である。

- ・平成6年度厚生科学研究「新しい保健所保健婦の機能・役割に関する研究」
- ・これから地域保健一地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律のポイント  
中央法規出版

#### 参考文献

- ・平成9年度厚生科学研究「保健サービスの効率性及びサービス量の決定要因に関する研究」
- ・平成9年度厚生科学研究「市町村母子保健計画の評価に関する研究」
- ・平成8年度保健所報告
- ・平成8年度厚生科学研究「保健所保健婦の企画・調整機能に関する研究報告書」
- ・平成8年度厚生科学研究「これからの行政組織における保健婦活動のあり方に関する研究」
- ・平成8年度厚生科学研究「市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究」
- ・平成7年度保健所報告
- ・平成7年度厚生科学研究「市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究」
- ・平成6年度厚生科学研究「市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究」

(表1)

		都道府県保健所	政令市・特別区保健所	合計
		mean ± S.D.	mean ± S.D.	mean ± S.D.
出生率 (人口千対)	平成7年	9.2 ± 1.5	9.0 ± 1.7	9.1 ± 1.5
	平成8年	9.3 ± 1.8	9.3 ± 1.9	9.3 ± 1.8
	平成9年	9.7 ± 8.1	9.1 ± 1.9	9.6 ± 7.4
乳児死亡率 (出生千対)	平成7年	5.1 ± 5.1	4.9 ± 2.9	5.0 ± 4.8
	平成8年	4.1 ± 4.0	3.8 ± 2.0	4.1 ± 3.7
	平成9年	3.9 ± 3.2	3.6 ± 1.7	3.9 ± 3.0
新生児死亡率 (出生千対)	平成7年	2.6 ± 2.8	2.6 ± 2.4	2.6 ± 2.7
	平成8年	2.3 ± 2.8	2.1 ± 1.6	2.3 ± 2.7
	平成9年	2.3 ± 1.9	1.8 ± 1.2	2.2 ± 1.8
死産率 (出産千対)	平成7年	33.8 ± 29.9	34.1 ± 11.4	33.8 ± 27.6
	平成8年	33.5 ± 29.3	33.4 ± 11.8	33.5 ± 27.0
	平成9年	33.6 ± 17.9	34.1 ± 9.7	33.7 ± 16.8
妊娠婦死亡率 (出生10万対)	平成7年	10.9 ± 37.6	25.5 ± 97.1	13.3 ± 51.9
	平成8年	15.9 ± 61.1	14.7 ± 64.9	15.7 ± 61.5
	平成9年	10.8 ± 32.7	31.9 ± 142.5	13.9 ± 61.8

(表2-1)

都道府県保健所		管内総人口						有意確率	
		10万未満		10万以上20万未満		20万以上			
		mean ± S.D.							
出生率 (人口千対)	平成7年	8.4 ± 1.5	9.1 ± 1.1	10.1 ± 1.1	10.1 ± 1.1	10.1 ± 1.1	10.1 ± 1.1	(p<0.001)	
	平成8年	8.5 ± 1.5	9.4 ± 2.2	10.2 ± 1.2	10.2 ± 1.2	10.2 ± 1.2	10.2 ± 1.2		
	平成9年	10.2 ± 12.6	8.9 ± 1.4	9.9 ± 1.2	9.9 ± 1.2	9.9 ± 1.2	9.9 ± 1.2		
乳児死亡率 (出生千対)	平成7年	5.8 ± 7.7	4.7 ± 2.3	4.5 ± 1.9	4.5 ± 1.9	4.5 ± 1.9	4.5 ± 1.9		
	平成8年	4.6 ± 6.1	3.9 ± 2.1	3.8 ± 1.2	3.8 ± 1.2	3.8 ± 1.2	3.8 ± 1.2		
	平成9年	3.7 ± 3.3	3.6 ± 1.8	4.6 ± 3.9	4.6 ± 3.9	4.6 ± 3.9	4.6 ± 3.9		
新生児死亡率 (出生千対)	平成7年	2.9 ± 4.1	2.4 ± 1.7	2.4 ± 1.2	2.4 ± 1.2	2.4 ± 1.2	2.4 ± 1.2		
	平成8年	2.6 ± 4.3	2.2 ± 1.5	2.0 ± 1.1	2.0 ± 1.1	2.0 ± 1.1	2.0 ± 1.1		
	平成9年	2.3 ± 2.5	2.0 ± 1.2	2.5 ± 1.6	2.5 ± 1.6	2.5 ± 1.6	2.5 ± 1.6		
死産率 (出産千対)	平成7年	36.8 ± 46.4	33.5 ± 10.2	30.5 ± 7.3	30.5 ± 7.3	30.5 ± 7.3	30.5 ± 7.3		
	平成8年	37.2 ± 45.5	32.2 ± 10.8	30.6 ± 7.3	30.6 ± 7.3	30.6 ± 7.3	30.6 ± 7.3		
	平成9年	33.0 ± 12.0	33.1 ± 9.7	34.8 ± 27.9	34.8 ± 27.9	34.8 ± 27.9	34.8 ± 27.9		
妊娠婦死亡率 (出生10万対)	平成7年	9.0 ± 37.8	5.0 ± 21.9	19.1 ± 48.4	19.1 ± 48.4	19.1 ± 48.4	19.1 ± 48.4		
	平成8年	17.8 ± 60.8	14.6 ± 69.2	16.4 ± 57.1	16.4 ± 57.1	16.4 ± 57.1	16.4 ± 57.1		
	平成9年	7.9 ± 31.3	10.8 ± 27.8	15.2 ± 39.6	15.2 ± 39.6	15.2 ± 39.6	15.2 ± 39.6		

(表2-2)

政令市・特別区保健所		管内総人口						有意確率	
		10万未満		10万以上20万未満		20万以上			
		mean ± S.D.	mean ± S.D.	mean ± S.D.	mean ± S.D.	mean ± S.D.	mean ± S.D.		
出生率 (人口千対)	平成7年	8.1 ± 2.1	9.3 ± 2.0	9.3 ± 1.0	9.3 ± 1.0	9.3 ± 1.0	9.3 ± 1.0		
	平成8年	8.2 ± 2.3	9.4 ± 2.1	9.7 ± 1.1	9.7 ± 1.1	9.7 ± 1.1	9.7 ± 1.1		
	平成9年	8.3 ± 2.3	9.2 ± 2.2	9.4 ± 1.2	9.4 ± 1.2	9.4 ± 1.2	9.4 ± 1.2		
乳児死亡率 (出生千対)	平成7年	7.2 ± 4.1	4.4 ± 2.4	3.9 ± 1.4	3.9 ± 1.4	3.9 ± 1.4	3.9 ± 1.4	(p<0.01)	
	平成8年	5.3 ± 3.3	2.9 ± 1.3	3.7 ± 0.8	3.7 ± 0.8	3.7 ± 0.8	3.7 ± 0.8		
	平成9年	3.3 ± 2.4	3.5 ± 1.6	3.7 ± 1.2	3.7 ± 1.2	3.7 ± 1.2	3.7 ± 1.2		
新生児死亡率 (出生千対)	平成7年	4.2 ± 4.2	1.9 ± 1.7	2.3 ± 1.0	2.3 ± 1.0	2.3 ± 1.0	2.3 ± 1.0	(p<0.05)	
	平成8年	3.2 ± 2.5	1.3 ± 0.9	2.0 ± 1.1	2.0 ± 1.1	2.0 ± 1.1	2.0 ± 1.1		
	平成9年	1.5 ± 1.4	1.9 ± 1.5	1.9 ± 1.0	1.9 ± 1.0	1.9 ± 1.0	1.9 ± 1.0		
死産率 (出産千対)	平成7年	34.2 ± 8.7	31.9 ± 11.3	33.4 ± 6.0	33.4 ± 6.0	33.4 ± 6.0	33.4 ± 6.0		
	平成8年	33.5 ± 10.4	32.0 ± 6.5	31.6 ± 8.3	31.6 ± 8.3	31.6 ± 8.3	31.6 ± 8.3		
	平成9年	33.7 ± 11.0	31.9 ± 9.8	34.3 ± 6.0	34.3 ± 6.0	34.3 ± 6.0	34.3 ± 6.0		
妊娠婦死亡率 (出生10万対)	平成7年	0.0 ± 0.0	10.7 ± 25.1	76.3 ± 184.1	76.3 ± 184.1	76.3 ± 184.1	76.3 ± 184.1		
	平成8年	0.0 ± 0.0	5.1 ± 17.8	41.8 ± 118.1	41.8 ± 118.1	41.8 ± 118.1	41.8 ± 118.1		
	平成9年	0.0 ± 0.0	0.0 ± 0.0	79.6 ± 225.3	79.6 ± 225.3	79.6 ± 225.3	79.6 ± 225.3		

(表3)

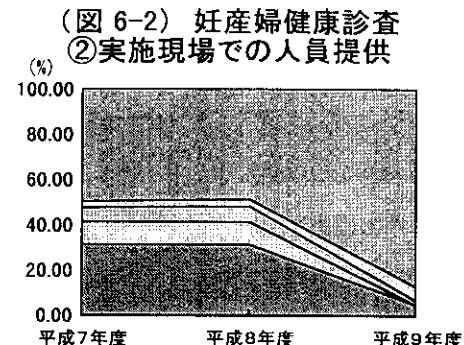
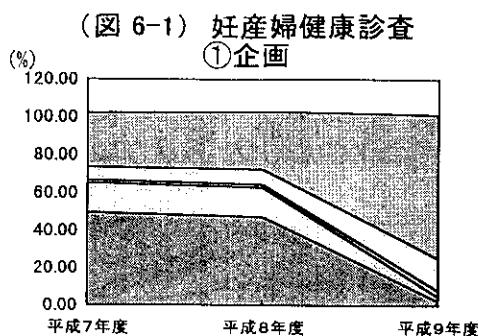
		保健所及び支所の増設・統廃合				有意確率	
		あり		なし			
		mean ± S.D.		mean ± S.D.			
管内市町村数	7年→8年の変化	0.00 ± 0.00		0.00 ± 0.00		(p<0.001)	
	8年→9年の変化	1.95 ± 2.80		0.21 ± 1.90			
管内総人口	7年→8年の変化	831 ± 2876		590 ± 1504		(p<0.001)	
	8年→9年の変化	28585 ± 83323		1835 ± 12575			
管内5歳未満人口	7年→8年の変化	-35 ± 254		-5 ± 596		(p<0.001)	
	8年→9年の変化	1910 ± 3034		-96 ± 1084			
管内世帯数	7年→8年の変化	230 ± 7160		604 ± 2735		(p<0.001)	
	8年→9年の変化	11733 ± 25544		1316 ± 3993			

(表4)

		保健所及び支所の増設・統廃合				有意確率	
		あり		なし			
		mean ± S.D.		mean ± S.D.			
出生率 (人口千対)	平成7年	9.2 ± 1.2		9.1 ± 1.6		(p<0.05)	
	平成8年	9.4 ± 2.1		9.2 ± 1.6			
	平成9年	11.4 ± 14.3		9.0 ± 1.6			
乳児死亡率 (出生千対)	平成7年	5.3 ± 2.4		5.0 ± 6.1			
	平成8年	4.2 ± 2.0		4.2 ± 4.7			
	平成9年	3.7 ± 2.0		4.0 ± 3.6			
新生児死亡率 (出生千対)	平成7年	2.7 ± 1.8		2.6 ± 3.2			
	平成8年	2.2 ± 1.5		2.3 ± 3.4			
	平成9年	2.2 ± 1.4		2.3 ± 2.1			
死産率 (出産千対)	平成7年	31.6 ± 9.6		34.6 ± 36.3			
	平成8年	31.6 ± 10.7		34.4 ± 35.6			
	平成9年	33.6 ± 13.6		33.5 ± 20.0			
妊娠婦死亡率 (出生10万対)	平成7年	14.8 ± 49.0		9.5 ± 32.4			
	平成8年	30.5 ± 96.9		9.3 ± 32.6			
	平成9年	7.3 ± 26.8		12.4 ± 35.2			

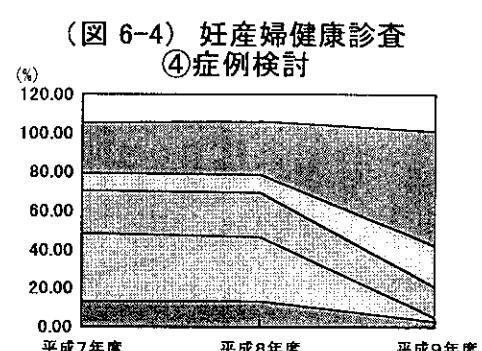
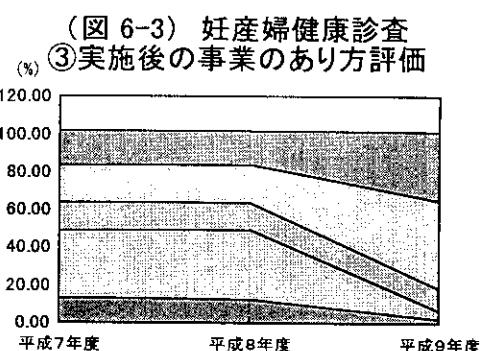
(表5)

	都道府県保健所	政令市・特別区保健所		合計		有意確率		
		mean	S.D.	mean	S.D.			
市町村保健センター	平成7年	2.85	2.11	0.38	1.13	2.54	2.17	(p<0.001)
	平成8年	3.05	2.16	0.39	1.12	2.71	2.24	(p<0.001)
	平成9年	3.48	2.33	0.88	1.47	3.15	2.40	(p<0.001)
	平成10年	3.70	2.37	0.83	1.38	3.27	2.47	(p<0.001)
母子保健センター	平成7年	0.36	0.72	0.06	0.25	0.32	0.68	(p<0.05)
	平成8年	0.36	0.73	0.06	0.25	0.32	0.69	(p<0.05)
	平成9年	0.35	0.71	0.06	0.24	0.31	0.68	(p<0.05)
	平成10年	0.35	0.70	0.05	0.23	0.31	0.66	(p<0.01)
児童相談所	平成7年	0.36	0.48	0.53	0.51	0.38	0.49	
	平成8年	0.36	0.48	0.54	0.51	0.38	0.49	(p<0.05)
	平成9年	0.36	0.48	0.54	0.51	0.39	0.49	(p<0.05)
	平成10年	0.36	0.48	0.55	0.50	0.39	0.49	(p<0.05)
病院	平成7年	13.20	14.36	17.84	14.34	13.93	14.43	
	平成8年	13.49	14.51	18.05	14.29	14.21	14.55	
	平成9年	14.27	15.56	17.36	13.75	14.75	15.31	
	平成10年	13.68	14.69	17.06	13.85	14.26	14.58	
診療所	平成7年	107.15	100.04	227.86	177.36	124.39	121.45	(p<0.001)
	平成8年	114.52	109.06	234.50	178.78	131.07	127.55	(p<0.001)
	平成9年	117.76	105.77	228.45	175.98	133.76	124.33	(p<0.001)
	平成10年	115.75	106.05	215.65	160.12	133.42	123.14	(p<0.001)
指定養育医療機関	平成7年	3.24	9.53	2.58	2.53	3.15	8.89	
	平成8年	3.29	9.62	2.78	2.73	3.22	8.97	
	平成9年	3.26	9.35	2.79	2.69	3.19	8.72	
	平成10年	3.37	9.48	2.79	2.51	3.28	8.75	
小児科標準医療機関	平成7年	26.28	23.87	43.48	40.78	28.29	26.84	(p<0.01)
	平成8年	27.27	24.64	43.00	40.18	29.04	27.17	(p<0.01)
	平成9年	31.02	28.03	56.74	58.23	34.24	34.20	(p<0.001)
	平成10年	34.14	30.25	54.37	53.26	37.40	35.65	(p<0.001)
産婦人科標準医療機関	平成7年	8.06	10.15	13.60	11.15	8.74	10.41	(p<0.05)
	平成8年	7.84	9.46	15.48	13.47	8.74	10.29	(p<0.001)
	平成9年	8.27	9.02	18.24	16.96	9.55	10.86	(p<0.001)
	平成10年	8.94	9.25	15.77	13.72	10.07	10.41	(p<0.001)
保育所	平成7年	33.47	25.07	32.73	22.70	33.36	24.68	
	平成8年	34.11	25.75	33.35	22.66	34.00	25.26	
	平成9年	37.16	26.65	32.71	21.62	36.52	26.00	
	平成10年	37.46	26.09	32.91	23.15	36.69	25.63	



- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 6-5) 妊産婦健康診査

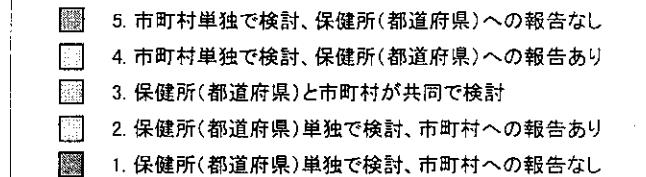
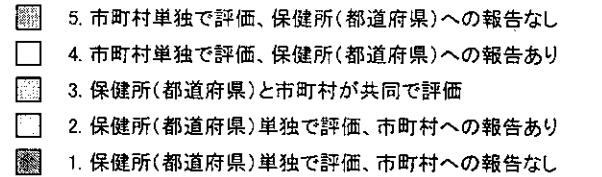
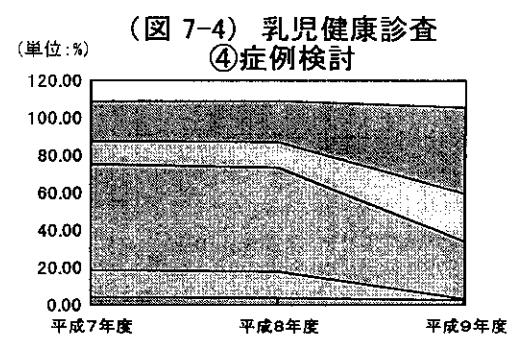
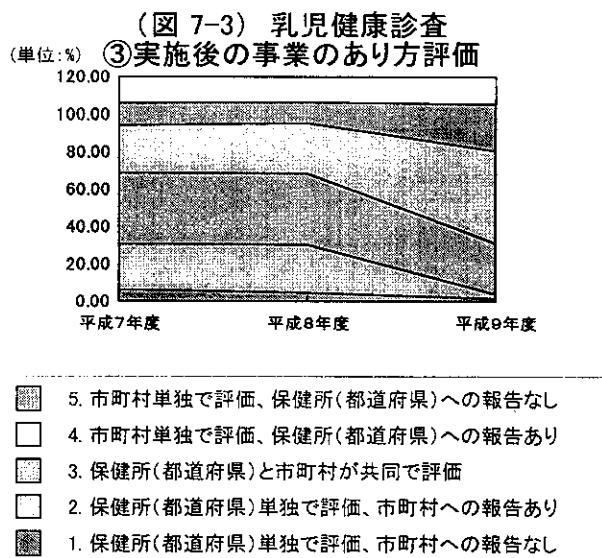
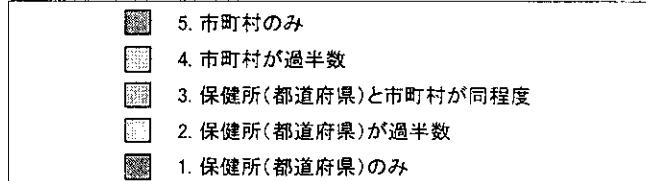
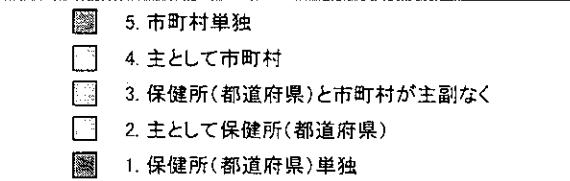
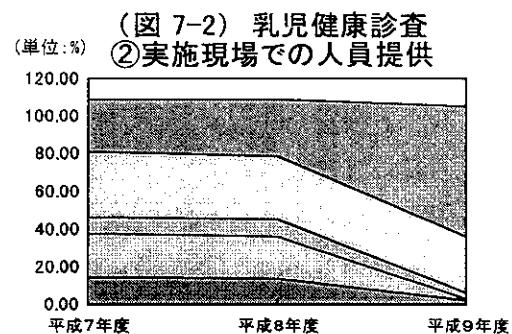
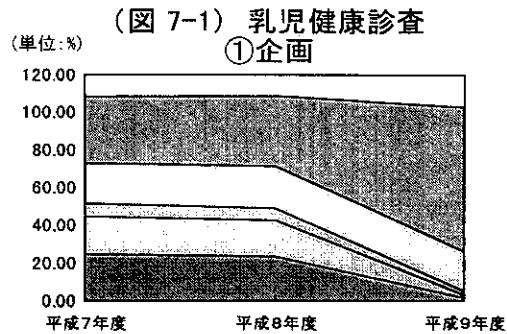
⑤医師会・医療機関等への委託状況

	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	87.02	87.50	88.84
2. 管内の一部・一時期	3.37	3.85	3.26
3. なし	9.62	8.65	7.91
合計	100.00	100.00	100.00

(表 6-6) 妊産婦健康診査

⑥複数市町村同士による共同実施

	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	3.06	3.08	3.37
2. なし	96.94	96.92	96.63
合計	100.00	100.00	100.00



(表 7-5) 乳児健康診査(療育を除く)

⑤医師会・医療機関等への委託状況

	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	41.67	41.55	40.63
2. 管内の一部・一時期	16.20	16.44	19.64
3. なし	42.13	42.01	39.73
合計	100.00	100.00	100.00

回答都道府県保健所に占める割合(%)

平成7年度 平成8年度 平成9年度

(表 7-6) 乳児健康診査(療育を除く)

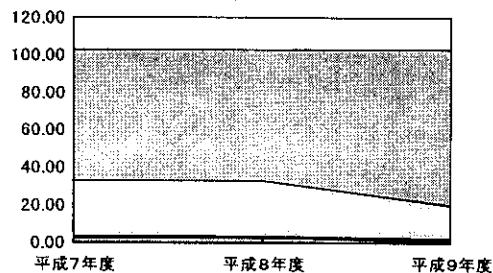
⑥複数市町村同士による共同実施

	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	6.98	7.37	12.11
2. なし	93.02	92.63	87.89
合計	100.00	100.00	100.00

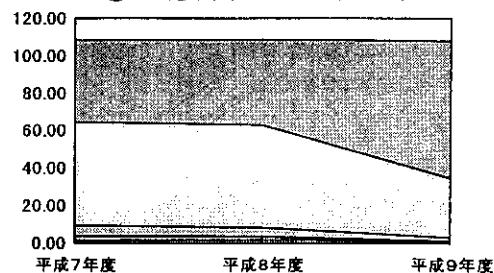
回答都道府県保健所に占める割合(%)

平成7年度 平成8年度 平成9年度

(図 8-1) 1歳6か月児健康診査  
(単位:%) ①企画



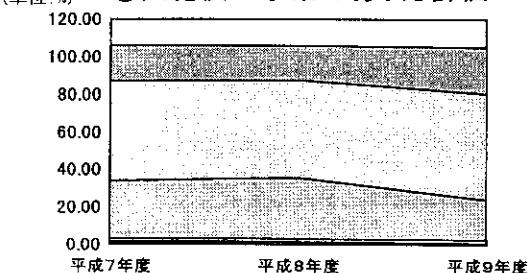
(図 8-3) 1歳6か月児健康診査  
(単位:%) ②実施現場での人員提供



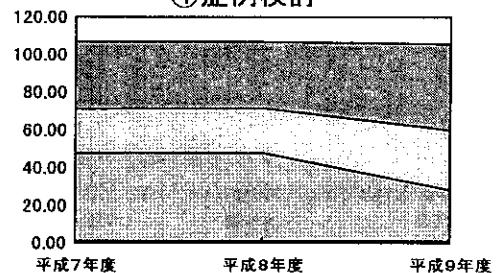
- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ

(図 8-3) 1歳6か月児健康診査  
(単位:%) ③実施後の事業のあり方評価



(図 8-4) 1歳6か月児健康診査  
(単位:%) ④症例検討



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 8-5) 1歳6か月児健康診査(療育を除く)

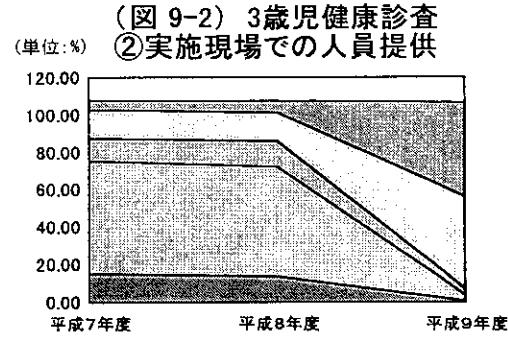
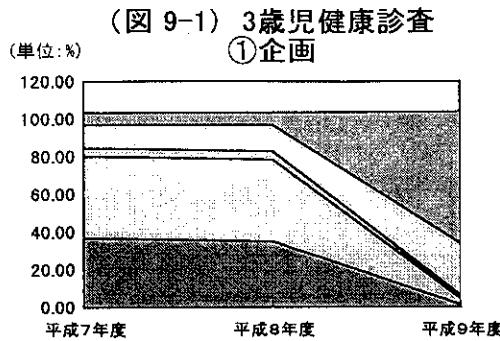
回答都道府県保健所に占める割合(%)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度
⑤医師会・医療機関等への委託状況			
1. 管内全域	11.27	11.11	12.16
2. 管内の一部・一時期	7.51	7.41	10.36
3. なし	81.22	81.48	77.48
合計	100.00	100.00	100.00

(表 8-6) 1歳6か月児健康診査(療育を除く)

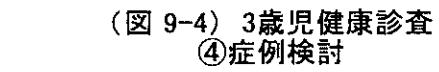
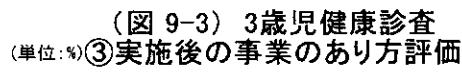
回答都道府県保健所に占める割合(%)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度
⑥複数市町村同士による共同実施			
1. あり	5.61	5.99	8.07
2. なし	94.39	94.01	91.93
合計	100.00	100.00	100.00



- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 9-5) 3歳児健康診査(療育を除く)

⑤医師会・医療機関等への委託状況

	回答都道府県保健所に占める割合(%)	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	10.96	10.86	13.33	
2. 管内の一部・一時期	5.02	4.98	8.44	
3. なし	84.02	84.16	78.22	
合計	100.00	100.00	100.00	

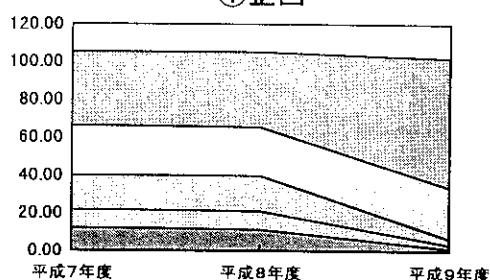
(表 9-6) 3歳児健康診査(療育を除く)

⑥複数市町村同士による共同実施

	回答都道府県保健所に占める割合(%)	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	6.48	6.85	12.44	
2. なし	93.52	93.15	87.56	
合計	100.00	100.00	100.00	

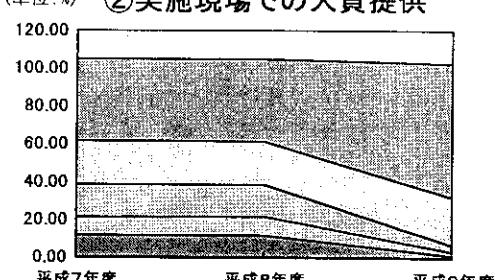
(図 10-1) 妊産婦保健指導  
(単位:%)

①企画

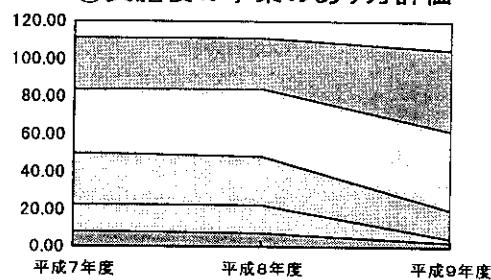


(図 10-2) 妊産婦保健指導  
(単位:%)

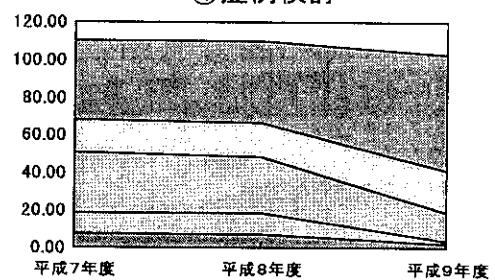
②実施現場での人員提供



(図 10-3) 妊産婦保健指導  
(単位:%)③実施後の事業のあり方評価



(図 10-4) 妊産婦保健指導  
(単位:%)④症例検討



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 10-5) 妊産婦保健指導

⑤医師会・医療機関等への委託状況

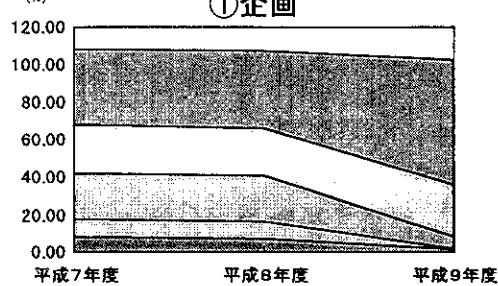
	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	8.25	8.21	8.41
2. 管内の一部・一時期	7.28	7.25	7.94
3. なし	84.47	84.54	83.64
合計	100.00	100.00	100.00

(表 10-6) 妊産婦保健指導

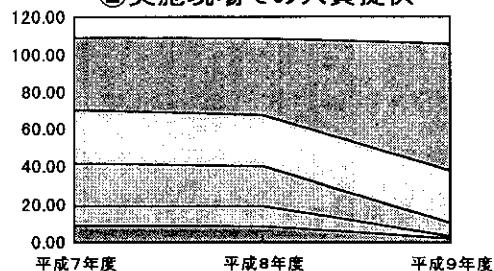
⑥複数市町村同士による共同実施

	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	1.46	1.45	1.39
2. なし	98.54	98.55	98.61
合計	100.00	100.00	100.00

(図 11-1) 乳児保健指導  
①企画



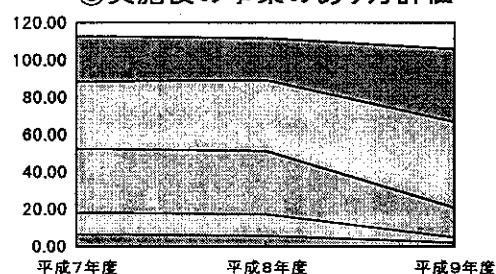
(図 11-2) 乳児保健指導  
②実施現場での人員提供



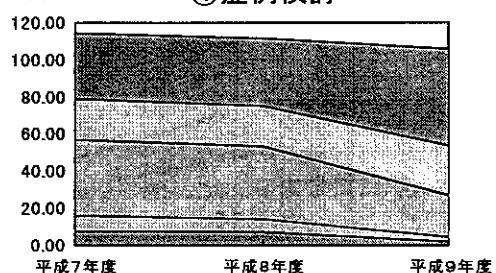
- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ

(図 11-3) 乳児保健指導  
③実施後の事業のあり方評価



(図 11-4) 乳児保健指導  
④症例検討



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 11-5) 乳児保健指導

⑤医師会・医療機関等への委託状況

	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	6.64	6.57	6.88
2. 管内の一部・一時期	6.16	5.16	5.96
3. なし	87.20	88.26	87.16
合計	100.00	100.00	100.00

回答都道府県保健所に占める割合(%)

平成7年度 平成8年度 平成9年度

(表 11-6) 乳児保健指導

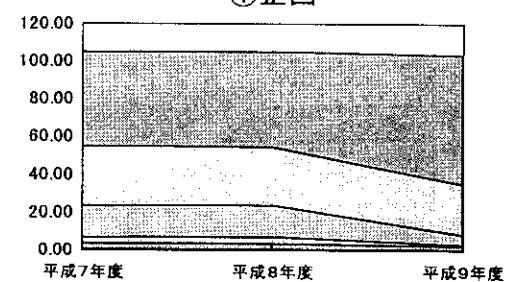
⑥複数市町村同士による共同実施

	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	1.91	2.37	4.13
2. なし	98.09	97.63	95.87
合計	100.00	100.00	100.00

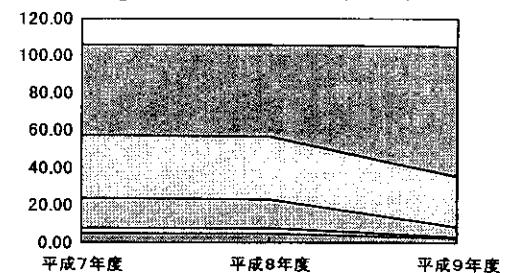
回答都道府県保健所に占める割合(%)

平成7年度 平成8年度 平成9年度

(図 12-1) 1~2歳児保健指導  
(単位:%) ①企画



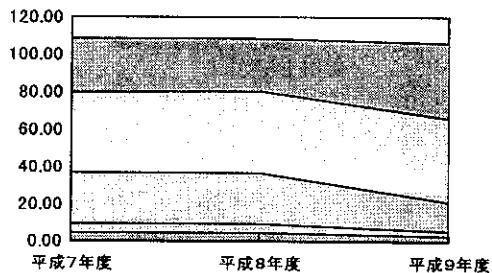
(図 12-2) 1~2歳児保健指導  
(単位:%) ②実施現場での人員提供



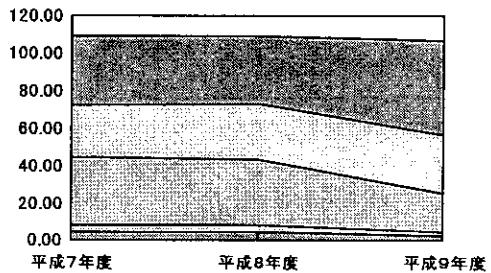
- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ

(図 12-3) 1~2歳児保健指導  
(単位:%) ③実施後の事業のあり方評価



(図 12-4) 1~2歳児保健指導  
(単位:%) ④症例検討



- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 12-5) 1~2歳児保健指導

⑤医師会・医療機関等への委託状況

	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	4.33	4.29	4.65
2. 管内の一部・一時期	2.88	2.86	3.72
3. なし	92.79	92.86	91.63
合計	100.00	100.00	100.00

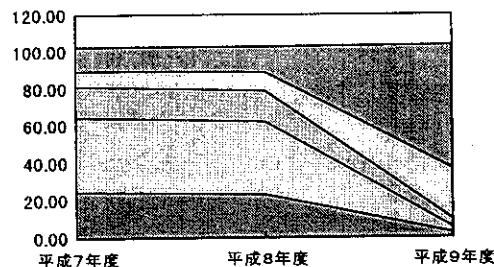
(表 12-6) 1~2歳児保健指導

⑥複数市町村同士による共同実施

	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	1.46	2.42	2.80
2. なし	98.54	97.58	97.20
合計	100.00	100.00	100.00

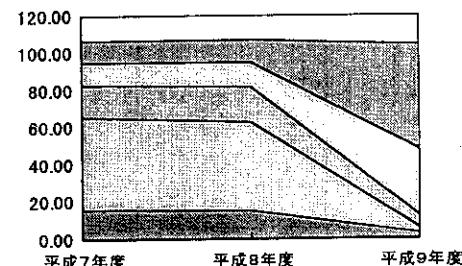
(図 13-1) 3歳児保健指導

(単位:%) ①企画



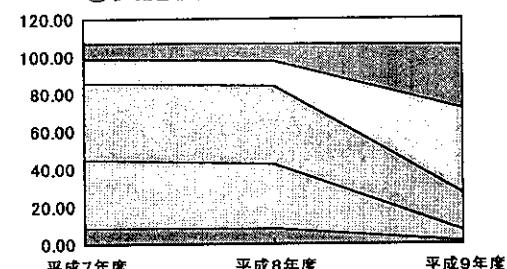
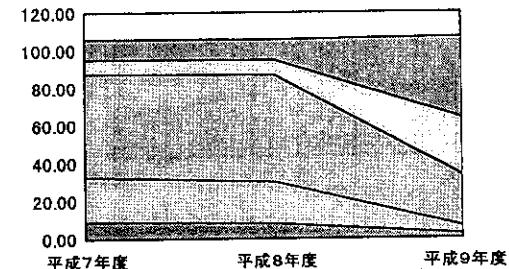
(図 13-2) 3歳児保健指導

(単位:%) ②実施現場での人員提供



- 5. 市町村単独
- 4. 主として市町村
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が主副なく
- 2. 主として保健所(都道府県)
- 1. 保健所(都道府県)単独

- 5. 市町村のみ
- 4. 市町村が過半数
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が同程度
- 2. 保健所(都道府県)が過半数
- 1. 保健所(都道府県)のみ

(図 13-3) 3歳児保健指導  
(単位:%) ③実施後の事業のあり方評価(図 13-4) 3歳児保健指導  
(単位:%) ④症例検討

- 5. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で評価、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で評価
- 2. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で評価、市町村への報告なし

- 5. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告なし
- 4. 市町村単独で検討、保健所(都道府県)への報告あり
- 3. 保健所(都道府県)と市町村が共同で検討
- 2. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告あり
- 1. 保健所(都道府県)単独で検討、市町村への報告なし

(表 13-5) 3歳児保健指導

## ⑤医師会・医療機関等への委託状況

	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. 管内全域	4.35	4.31	5.66
2. 管内の一部・一時期	2.90	3.35	2.83
3. なし	92.75	92.34	91.51
合計	100.00	100.00	100.00

(表 13-6) 3歳児保健指導

## ⑥複数市町村同士による共同実施

	回答都道府県保健所に占める割合(%)		
	平成7年度	平成8年度	平成9年度
1. あり	2.45	2.93	5.71
2. なし	97.55	97.07	94.29
合計	100.00	100.00	100.00